

厚生労働大臣 田村 憲久 様

2014年7月8日

全国保険医団体連合会

会長 住江 憲勇

**介護報酬請求省令の改悪をやめ、平成30年以降新規に居宅療養管理指導を実施する場合  
等も書面による請求を認めてください**

前略 医療・介護の確保に対する貴台のご尽力に敬意を表します。

さて、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令案」が示されております。

その内容は、①現在、書面による請求が可能な「区分支給限度基準額の対象とならない単品サービスのみを行っている事業者」が平成30年度以降も書面による請求を行う場合は、平成29年度末までに審査支払機関に届出を行わなくてはならない、②平成30年度以降新規に居宅療養管理指導を実施する場合は、この措置の対象とならず、伝送又は電子媒体による請求しかできなくなる、というものです。

そもそも、介護報酬の請求方法は、個々のサービス事業者の実情に応じて、事業者自身が選択できるものでなければなりません。伝送又は電子媒体による請求の義務化は介護サービス事業者における請求権の侵害であり、明らかな憲法違反です。伝送又は電子媒体による請求を義務化するべきではなく、これを定めた請求省令は改正すべきです。

また、現在、書面による請求が可能とされている事業者は、平成29年度末までに審査支払機関に届出を行えば、平成30年度以降も書面による請求が可能となりますが、平成30年度以降、新規に居宅療養管理指導を実施する医療機関は、伝送又は電子媒体による請求しかできなくなります。

もともと、月に数人程度しか居宅療養管理指導を算定していない医療機関が少なくありません。介護報酬も少ない中で、伝送又は電子媒体による請求が義務づけられれば、平成30年度以降新たに居宅療養管理指導を行う医療機関が大幅に減ってしまいます。介護サービス提供にあたって居宅療養管理指導は不可欠です。

こうしたことから、介護報酬の請求省令について、次の点を実施するよう、強く求めます。

記

- 一 現在書面による請求が可能となっている介護サービスは、特段の届出を求めず、平成30年以降も書面による請求を認めること。
- 一 居宅療養管理指導については、平成30年度以降新たにサービス提供を開始する場合であっても書面による請求を可能とすること。